

2017年4月25日 9時～11時55分

衆議院法務委員会

午前9時、金田法務大臣欠席のなか、参考人質疑が行われました。

国際犯罪防止条約の批准は参考人全員が賛成しました。その上で共謀罪新設が必要であるか否か、一般人が対象になるか、内心の処罰につながるかなどが議論の主なポイントでした。

**\*参考人**

自民党推薦・小澤俊朗さん（元在ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使・国際大学客員教授）

公明党推薦・井田良さん（中央大学大学院法務研究科教授）

民進党推薦・小林よしのり（漫画家）

共産党推薦・高山佳奈子さん（京都大学大学院法学研究科教授）

維新推薦・早川忠孝さん（元衆議院議員、弁護士）

**\*質疑者**

門 博文委員（自民）／國重徹委員（公明）／山尾志桜里委員（民進党）

畑野君枝委員（共産）／松浪健太委員（維新）

**\*小澤俊朗さん**

国際組織犯罪防止条約はミニマムスタンダードであり、人権抑圧に使われる懸念はない。

締約国会議ではオブザーバーとしての参加しかできず、席も一番後ろだった。日本が批准しない理由を説明しても納得してもらえない。

安心・安全を誇っているが、各国から見たらそうはなっていない。

主要国はみな締結している、日本も求められている。

**\*井田良さん**

組織犯罪が移動、通信など時代の変化に伴い、国際的にまたがり危険が高まっている。これを取り締まるには処罰の早期化しかなく、テロ組織犯罪対策は早期化で共有化されている。対策は共同の取組みが必要で、条約にはいっていないと日本がループホールになる。明らかに組織的犯罪が起きることがあらかじめ認識されるような時には内心を捜査することは合法である。

「テロ等準備罪」は主体が限定されており、高いハードルが設定されている。

組織的犯罪集団、実行準備行為、対象犯罪など三重の限定がかかっている。

立証のハードルが高くなっており、適用されることは少ないと思われる。

**\*小林よしのりさん**

薬害エイズは、非加熱製剤を使った国家による無差別テロといえる。厚労省に無害なガスをばらまきたいと思ったほどだが、共謀罪では処罰されてしまう。何かしたいと考える市民はもの言う市民だ。

こういう市民を守るのが民主主義で、共謀罪はものを言う市民を萎縮させ、民主主義が健全に成り立たなくなる。

海外で起きている組織犯罪の例と日本を比較はできない。テロ対策は水際ですべき。

\* 高山佳奈子さん

テロ対策は2012年テロ資金提供処罰法でカバーできている。

対象犯罪の選別が理解できない。権力を私物化（警察関係、公職選挙法違反）できるものが除外されている。五輪へのテロ対策や組織的犯罪集団にも関係のないものが多い。条約は共謀罪を作らなくても批准できる。国内法を優先することを担保しており、立法ガイドも国内法化を求めている。花見の下見は、犯罪のためなのかどうか外見上はわからない。内心の処罰になる。

\* 早川忠孝さん

11年前の共謀罪法案審議のとき、法務委員会の自民党筆頭理事だった。当時は国民から不安の声が大きく、理解を得た法案づくりが必要だと思った。今その当時の議論が反映されているだろうか。

日本は今、チェック機能が働いていない。正確な認識を国民と共有したい。

志布志事件や村井事件など、警察の捜査に懸念がある。監視のチェックがないと野方図になる。違法捜査が起きないように配慮規程、留意事項を盛り込むべきだ。

対象犯罪も120～160に絞れる。

テロ等準備罪の名称はおかしい。テロを防ぐには様々な情報収集が必要だから一般市民が対象になりえる。